

# requireの語義について\*

森 創 摩

## 1. はじめに

一般の英和辞典でrequireという動詞を引くと、①「～を必要とする」と②「～を要求する」という訳語が与えられている<sup>1</sup>。この2つの訳語は、どの英和辞典においても、見出し語requireの語義として記載されている。そして、requireには、①「～を必要とする」と②「～を要求する」と同じくして、「～を命令する・命じる」という語義・訳語も与えられている。この「～を命令する・命じる」という語義・訳語は現在出版されているほぼ全ての英和辞典に記載されている。

本稿で問題とするのは、この「～を命令する・命じる」という語義・訳語についてである。結論を先取りして述べると、この十数年以内に出版された英英辞典において、requireに「～を命令する・命じる」に相当する英

---

\* 本稿の執筆に際して、元日本英語英文学会会長の渋谷和郎先生と日本英語英文学会事務局の渋沢優介先生から貴重な助言をいただいた。また、菅原多嘉子先生（千葉工業大学・東洋大学・東邦大学非常勤講師）と野間香与子先生（東京理科大学・千葉工業大学非常勤講師）との英語談義が本稿の執筆を促進させた。この場を借りて彼（女）らに感謝申し上げる。そして、中部大学准教授の関山健治先生に深く感謝する。日本英語学会第41回大会特別シンポジウム（2023年11月4日 於、東京大学駒場キャンパス）終了後、関山先生との個人的対談がなければ、本稿の完遂は困難を極めただろう。さらに、本研究を長年応援し続けてくれた田中徹也氏、渡邊泰央氏、八巻辰二氏、中川礼子氏、石川和佳氏、臼井純信氏（エコチル編集長、株式会社アドバコム代表取締役）の6人に厚く御礼申し上げます。特に臼井氏との対談は、筆者が本稿を執筆するうえで、また筆者が今後研究活動するうえで非常に有益なものであった。以上の方々がいなかったら、本稿は完成しなかったかもしれない。またさらに、本学会の匿名査読委員のお二人に感謝の意を表する。忙しい中、査読を引き受け、貴重な査読コメントをくださり、深く感謝する次第である。なお、本稿における不備や誤りはすべて筆者の責任による。

語表現を認めているものはほとんどなく、圧倒的多数の英英辞典が異なった定義の仕方をしている（ちなみに、後ほど詳しく見るが（第3節）、英英辞典で *require* を引くと、その定義の中に①「～を必要とする」と②「～を要求する」に相当する英語表現が含まれており、①「～を必要とする」と②「～を要求する」の2つの語義は英英辞典において認められていると考えて問題ないと言える）。本稿の目的は、*require* の語義・訳語として「～を命令する・命じる」は適切であるかどうかを、近年出版された英英辞典の記載内容を主軸にして検討することである。

## 2. 英和辞典における *require* の記載方法

一般の英和辞典において、*require* は、その語義として、①「～を必要とする」（以下、語義①とする）と②「～を要求する」（以下、語義②とする）が当てられている（以下の（1a, b）に、語義①と②で使用されている *require* を含んだ文例を挙げる）。

- (1) a. Learning a foreign language *requires* patience. [語義①]  
(『ウィズダム英和辞典第4版』)
- b. The rules *require* that we all be present. [語義②]  
(『ジーニアス英和辞典第6版』)

そして、*require* にはどの英和辞典においても「～を命令する・命じる」という語義・訳語が認められている。*require* に関する英和辞典の記載の仕方を概略的に示すと、以下の（2）のような記載の仕方がなされている。

- (2) *require*
- ①～を必要とする
  - ②～を要求する, 命令する, 命じる

誤解のないよう再度述べるが、（2）は一般の英和辞典における表記の仕方の概略である（『ウィズダム英和辞典第4版』、『オーレックス英和辞典第2版』、『研究社新英和大辞典第6版』、『グランドセンチュリー英和辞典第4

版』、『コンパスローズ英和辞典』、『プログレッシブ英和中辞典第5版』、『ランダムハウス英和大辞典第2版』)。

以上、本節では、英和辞典における require の表記方法の概略を示し、一般の英和辞典の require の項目には、その語義として①「～を必要とする」と②「～を要求する」の他に、「～を命令する・命じる」という語義・訳語が与えられているということを見た。

### 3. 英英辞典における require の定義

次に英英辞典における require の定義を見てみよう。各英英辞典に記載されている require の語義とその用例を以下に記す ((3) – (6) の下線は筆者)<sup>2</sup>。

#### (3) LDOCE<sup>6</sup> の語義と用例

- a. to need something :  
Campbell's broken leg will probably *require* surgery.
- b. if you are required to do or have something, a law or rule says you must do it or have it :  
Regulations *require* that students attend at least 90% of the lecture.

#### (4) OALD<sup>10</sup> の語義と用例

- a. to need sth :  
These pets *require* a lot of care and attention.
- b. to make sb do or have sth, especially because it is necessary, according to a particular law or set of rules :  
The wearing of seat belts *is required* by law.

#### (5) COBUILD<sup>10</sup> の語義と用例

- a. If you require something or if something is required, you need it or it is necessary :  
If you *require* further information, you should consult the registrar.
- b. If a law or rule requires you to do something, you have to do it :  
The rules also *require* employers to provide safety training.

#### (6) MWALED<sup>2</sup> の語義と用例

- a. to need (something) :

It *requires* great strength to lift 500 pounds.

b. to make it necessary for someone to do something :

The law *requires* that everyone pay the tax.

上の (3) - (6) の a と b はそれぞれ、語義①と語義②に相当すると言える<sup>3</sup>。

(3a) - (6a) から、語義① (「～を必要とする」) に相当する英語表現は *need* で、(3b) - (6b) から、語義② (「～を要求する」) に相当する英語表現は *must*, *necessary*, *have to* であると分かる (cf. Biber et al. (1999))。しかし、前節で見た、*require* の語義・訳語として認められている「～を命令する・命じる」に相当する英語表現は (3b) - (6b) にも、(3a) - (6a) にも見当たらない。(3b) における *must* が「～を命令する・命じる」に相当する英語表現と言えるかもしれないが、(3b) - (6b) で挙げられている例文中の *require* を「～を命令する・命じる」という意味でとるのは不自然と言える (このことについて詳しくは後の第5節で議論する)。このように、*LDOCE*<sup>6</sup>, *OALD*<sup>10</sup>, *COBUILD*<sup>10</sup>, *MWALED*<sup>2</sup>, *CALD*<sup>4</sup> には、*require* の定義に *order* や *command* などの語は使用されていないのである (*COED*<sup>12</sup> と *POD*<sup>11</sup> も引いてみたが、該当する英語表現は見られなかった)。

#### 4. 「命令」語義を認める英英辞典

前節では、*LDOCE*<sup>6</sup>, *OALD*<sup>10</sup>, *COBUILD*<sup>10</sup>, *MWALED*<sup>2</sup>, *CALD*<sup>4</sup>, *COED*<sup>12</sup>, *POD*<sup>11</sup> の各英英辞典における *require* の項目には、「～を命令する・命じる」に相当する英語表現がないということを見た。では、「～を命令する・命じる」に相当する英語表現を *require* の定義として認める英英辞典はないのかというと、実はある。*CDAE*<sup>2</sup> には、*require* について以下の (7) のように記載され ((7a) と (7b) はそれぞれ語義①と語義②に相当する)、(7b) の下線部にあるように ‘*order*’ という表現が含まれている。

(7) *CDAE*<sup>2</sup> の語義と用例

a. to need something, or to make something necessary :

If you *require* assistance with your bags, I'll be glad to get someone to help you.

- b. to order or demand something, or to order someone to do something,  
esp. because of a rule or law :

We're *required* to check your identification before letting you in.

(下線は筆者)

また、25年以上前に出版された *OALD*<sup>5</sup> には、require について次の (8) のように記載されている。

(8) *OALD*<sup>5</sup> の語義と用例

- a. to need or depend on sb/sth :

Do you *require* any assistance?

- b. to order or demand sth, especially from a position of authority :

I have done all that *is required* by law.

(下線は筆者)

(8b) の下線部で示されているように、*OALD*<sup>5</sup> では、‘order’ という語を用いて定義されている (言うまでもなく、(8a) と (8b) はそれぞれ語義①と語義②に相当すると言える)<sup>4</sup>。そしてさらに、その前の版の *OALD*<sup>4</sup> では、‘order or command (sth), esp from a position of authority’ (下線は筆者) と定義され、‘order’ だけでなく ‘command’ も用いられている。

このように、本節では、require の語義として ‘order’ (と ‘command’) を示す英英辞典があり、「～を命令する・命じる」に相当する英語表現を認める英英辞典がすでに存在するという事を見たと<sup>5</sup>。

## 5. 議論

前節では、require の語義として、「～を命令する・命じる」に相当する英語表現 (‘order’ を含んだ表現) を認める英英辞典があるということを見た。そうすると、英和辞典における require の語義・訳語として、「～を命令する・命じる」を認めるのが妥当であると言える (require の語義・訳語として「～を命令する・命じる」は不適切で、英和辞典に記載される訳語として不要であるとは決して言わない)<sup>6</sup>。

しかし、ここで注意したいのは、require の語義として ‘order’ のような

「～を命令する・命じる」に相当する英語表現を認める英英辞典よりも、認めていない英英辞典の方が圧倒的に多いということである（第3-4節で見たように）<sup>7</sup>。このことから、*require*の語義②に「～を命令する・命じる」という訳語を認めるべきだが、「～を命令する・命じる」という訳語を使う際には、「～を要求する・求める・義務付ける」等の日本語表現と比べて文脈的／文体的に適切かどうかということに注意すべきであると言える<sup>8</sup>。実際、(3b) - (6b)の文を和訳する場合（以下に(9) - (12)として再掲する）、それぞれ「規則により、学生はその講義の少なくとも90%に出席することを命じられている。」／「シートベルトの着用は法律によって命令されている。」／「その規則はまた、雇用者に安全訓練を行うよう命令している。」／「法は、全員税金を払うことを命じている。」よりも「規則により、学生はその講義の少なくとも90%に出席することを求められている。」／「シートベルトの着用は法律によって求められている。」／「その規則はまた、雇用者に安全訓練を行うよう要求している。」／「法は、全員税金を払うことを義務付けている。」のほうが自然だろう（誤解されないよう述べるが、後者よりも前者の和訳文の方が文脈的／文体的に自然な場合もあるだろう）<sup>9</sup>。

- (9) Regulations *require* that students attend at least 90% of the lecture. (= (3b))
- (10) The wearing of seat belts *is required* by law. (= (4b))
- (11) The rules also *require* employers to provide safety training. (= (5b))
- (12) The law *requires* that everyone pay the tax. (= (6b))

## 6. まとめ

本稿では、*require*について、「～を命令する・命じる」という語義・訳語はどの英和辞典にも記載されているが、それに相当する英語表現が記載されている英英辞典は非常に少なく、「～を要求する」に相当する英語表現を載せている英英辞典の数が圧倒的に多いという事実を見た（ちなみに、語義①の「～を必要とする」に相当する英語表現はほぼ全ての英英辞典において挙げられている（第3節を参照））。相当する英語表現が英英辞典にあるかないかで、英和辞典に載る語義・訳語が決まるわけではないが、本

稿は、require に対して、「～を命令する・命じる」という訳語を使う際には文脈的/文体的に適切かどうかを検討する必要があると指摘した。

## 注

1. 査読者から、これ以降にも頻出する「一般の英和辞典」という書き方における「一般の」とはどのような意味なのかというコメントをいただいた。英和辞典には、理化学英和辞典などのように、専門分野に特化した英和辞典がかなりあり、そのような専門分野に特化した英和辞典ではないものを本稿では「一般の英和辞典」と呼んでいると受けとっていただきたい。
2. (3)–(6) には、それぞれ *LDOCE*, *OALD*, *COBUILD*, *MWALED* の最新版 (*LODCE*<sup>6</sup>, *OALD*<sup>10</sup>, *COBUILD*<sup>10</sup>, *MWALED*<sup>2</sup>) を引用している。
3. *CALD*<sup>4</sup> は、require の語義を①と②のように区別せず、“to need something or make something necessary”と定義している（以下の (i) と (ii) は *CALD*<sup>4</sup> に記載されている用例である）。

(i) Please phone this number if you *require* any further information.

(ii) The rules *require* that you bring only one guest to the dinner.

上の (i) における require は本稿における語義①に相当し、(ii) の require は語義②に相当すると言える。

4. *OALD*<sup>5</sup> の次の版の *OALD*<sup>6</sup> では、以下の (ib) に示すように、‘order’ という語を使用せずに語義②を定義している。このことから、*OALD*<sup>5</sup> から *OALD*<sup>6</sup> へ改訂された際に語義が修正された、あるいは、語義自体が変化した可能性があると言える。

(i) *OALD*<sup>6</sup> の語義と用例

- a. to need sth; to depend on sb/sth :

These pets require a lot of care and attention. (= (4a))

- b. to make sb do or have sth, especially because it is necessary according to a particular law or set of rules :

The wearing of seat belts is required by law. (= (4b))

さらに、特筆すべきこととして、*OALD*<sup>6</sup> の語義は最新版の *OALD*<sup>10</sup> におけるものとはほぼ同じで、用例も同じ例が挙げられている ((i) と (4) を比較参照されたい)。

5. *OED*<sup>2</sup> (5.a.) には、“To ask for (some thing or person) authoritatively or imperatively, or as a right” とある。これも「～を命令する・命じる」に相当する英語表現と言えるかもしれない (ちなみに、*OED*<sup>2</sup> (6.b.) には “to need for some end or purpose” とあり、この英語表現は本稿の語義① (「～を必要とする」) に相当すると言える)。

6. 英和辞典に載る語義・訳語は、単純に、相当する英語表現が英英辞典にあるかどうかで決まるわけではなく、その項目の担当者が、関連する文法書や論文にあたり、数多くの例文を見て（最近ではコーパスの例文も参照されることがある）、日本語の訳語として何が適切かということを考慮して、作成されるという。（以上は、中部大学准教授・関山健治先生との対談による；cf. 小島（1984: 128-130）、中尾（1993: 76-78, 83-85））

7. 査読者から、*require*の語義に①「～を必要とする」と②「～を要求する」とは別に、語義③として「～を命令する・命じる」を認めないのはなぜかと問われた。

確かに、「～を命令する・命じる」を*require*の語義③とすることは決して不可能ではないだろう。しかし、第3-4節で見たように、「～を命令する・命じる」に相当する英語表現を*require*の語義として認める英英辞典は今現在ほとんどなく、それこそ、過去に語義として認めていた英英辞典でさえ（*OALD*のように）、その英英辞典の版が改訂された際に語義自体が修正された可能性が非常に高いと思われるものがある（注4を参照）。そこで、現段階では、筆者は、「～を命令する・命じる」を*require*の語義③とはせず、語義②（「～を要求する」）の変異形とするのが無難であると考えます。

8. 査読者から、「例えば、*insist*について、日本人はまず最初に思い浮かぶのは「主張する」だと思います。そして、*She insisted that we read at least two books a week.*という例文があったとします。その場合、「彼女は我々に少なくとも週2冊は本を読むよう要求した」という辞書の記載があったとして、英英辞典に*demand*という説明の語義があってもなくても、「要求する」という訳語を挙げてはダメなのかという問いと筆者の論考はパラレルのように思います。（おそらく、この場合は英英辞典には*to say firmly*と*demand*の語義が載せられていると想像しますが）査読者は日本の英和辞典編纂者が総合的に考えて、仮に英英辞典に*demand*という説明がなかったとしても、「要求する」という訳語を与えるのは可だだと思います。」という旨のコメントをいただいた。

確かに筆者も、英英辞典で*insist*を引いて、仮に*demand*を用いた説明の語義がなかったとしても、英和辞典に「要求する」という訳語を与えるのは可だと考える（ちなみに、実際に*LDOCE*<sup>6</sup>で*insist*を引くと、“*to say firmly and often that something is true, when other people think it may not be true*”と“*to demand that something should happen*”と定義され、査読者が想像したように（それこそ、すでに知っていたかのように）、*say firmly*と*demand*で説明されてはいるが）。そのように考える根拠は注6に述べたことから来ている。

9. 第4節で見たように、*OALD*<sup>5</sup>は、*require*の語義を‘*order*’という語で定義し、(8b)の例を挙げている（(8b)を(i)として以下に再掲する）。しかし、(i)の*require*を*order*で置き換えた(ii)は、筆者の行ったインフォーマント調査



では、(i) と比べて不自然であるという ((ii) は非文法的であると言っているのではない)。

(i) I have done all that *is required* by law. (=8b))

(ii) I have done all that *is ordered* by law.

インフォーマント4人(アメリカ人1人, イングランド人1人, オーストラリア人1人, スコットランド人1人)によると, (ii) は (i) と比べて非一般的な表現であるという。ちなみに, COCAで検索したところ, “required by law” は987件ヒットしたのに対し, “ordered by law” は2件であった。

### 参考文献

- Biber, Douglas, Stig Johansson, Geoffrey Leech, Susan Conrad, and Edward Finegan (1999) *Longman Grammar of Spoken and Written English*. London: Longman.  
 小島義郎 (1984) 『英語辞書学入門』 東京: 三省堂.  
 中尾啓介 (1993) 『辞書学論考』 東京: 研究社.

### 辞書

- Cambridge Advanced Learner's Dictionary* (2013) 4th ed. Cambridge: Cambridge University Press. [CALD<sup>4</sup>]  
*Cambridge Dictionary of American English* (2008) 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press. [CDAE<sup>2</sup>]  
*Collins COBUILD Advanced Learner's English Dictionary* (2023) 10th ed. Glasgow: HarperCollins. [COBUILD<sup>10</sup>]  
*Concise Oxford English Dictionary* (2011) 12th ed. Oxford: Oxford University Press. [COED<sup>12</sup>]  
 『グランドセンチュリー英和辞典』(2017) 第4版. 東京: 三省堂.  
 『ジーニアス英和辞典』(2022) 第6版. 東京: 大修館書店.  
 『研究社新英和大辞典』(2002) 第6版. 東京: 研究社.  
 『コンパスローズ英和辞典』(2018) 東京: 研究社.  
*Longman Dictionary of Contemporary English* (2014) 6th ed. Essex: Pearson Education. [LDOCE<sup>6</sup>]  
*Merriam-Webster's Advanced Learner's English Dictionary* (2017) 2nd ed. Springfield, Mass: Merriam-Webster. [MWALD<sup>2</sup>]  
 『オーレックス英和辞典』(2013) 第2版. 東京: 旺文社.  
*Oxford Advanced Learner's Dictionary* (1989) 4th ed. Oxford: Oxford University Press. [OALD<sup>4</sup>]  
*Oxford Advanced Learner's Dictionary* (1995) 5th ed. Oxford: Oxford University Press. [OALD<sup>5</sup>]

*Oxford Advanced Learner's Dictionary* (2000) 6th ed. Oxford: Oxford University Press. [OALD<sup>6</sup>]

*Oxford Advanced Learner's Dictionary* (2020) 10th ed. Oxford: Oxford University Press. [OALD<sup>10</sup>]

*Oxford English Dictionary* (1989) 2nd ed. Oxford: Clarendon Press. [OED<sup>2</sup>]

『プログレッシブ英和中辞典』(2012) 第5版. 東京: 小学館.

*The Pocket Oxford Dictionary* (2013) 11th ed. Oxford: Oxford University Press. [POD<sup>11</sup>]

『ランダムハウス英和大辞典』(1993) 第2版. 東京: 小学館.

『ウィズダム英和辞典』(2019) 第4版. 東京: 三省堂.

## コーパス

The Corpus of Contemporary American English [COCA]

(千葉工業大学非常勤)

englishlangmori@gmail.com